

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 26 年 7 月 23 日(水)午前 9 時 30 分～
場 所 丸岡図書館 2 階会議室

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案

議案第 21 号 坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会
設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について
議案第 22 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について
議案第 23 号 就学指定校の変更許可について

- 5 その 他
 - (1) 小中学校運動会・体育祭への出席について
 - (2) 指導主事訪問(後期)の予定について
 - (3) 行事予定(8 月分)について
 - (4) その他

定例教育委員会

議案

議案第21号

坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について

坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成26年7月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市いじめ防止基本方針（案）

はじめに

いじめは、児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

そのため、いじめへの対応は、学校における最重要課題の一つであるととらえ、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって問題の克服に取り組む必要があります。

また、児童・生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければなりません。

1 基本方針策定の意義

坂井市いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、坂井市立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものです。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要です。

また、児童・生徒が安心して、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにすることが必要です。

いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠

であり、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要です。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要です。

4 学校における取組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国といじめ防止基本方針や坂井市いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めます。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置きます。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

全ての児童・生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。そのため、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

さらに、教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての児童・生徒にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組みます。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知します。

そのため、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速

やかに組織的に対応し、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応については教職員全員が共通理解をしたうえで、保護者へも協力を依頼し取り組むとともに、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応します。

エ 重大事態への対処

いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合には、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告するとともに、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応をします。また、教育委員会と連携して重大事態の性質や様様に応じて適切な専門家等を加え、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

5 教育委員会における取り組み

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

本市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「坂井市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察のほか、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体等、本市の実情に応じて決定します。

(2) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取組みに関して学校訪問等を通じて指導・助言を行います。

(3) いじめの実態把握

各学校のいじめの発生状況や対応状況を調査・研究し、その成果を指導に生かします。

(4) 関係機関との連携

必要に応じて、警察、児童相談所、民生・児童委員、保護司会等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援します。

(5) 教員研修

いじめの問題の理解と対応についての教員研修を実施します。

(6) 啓発活動

いじめの問題の理解と対応における相談制度や救済制度等について、保護者や関係機関等へ必要な広報や啓発を行います。

(7) 教育相談

電話・来所によるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、学校相互間の連携協力体制を構築して、学校へ心理の専門家の派遣を行います。

(8) 重大事態発生時の対処

学校と連携して事実関係を明らかにするための調査を実施するほか、必要に応じて第三者を加えた組織において、調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めながら、詳細な調査や対策についての検討を行います。

6 本市における取り組み

市長は、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるとときは、弁護士、児童心理に関する専門的知識及び経験を有する第三者で構成する組織「坂井市いじめ再調査委員会」において、再調査を行います。再調査では、公平性・中立性を確保するように努めながら、事実関係を再調査・検証します。

7 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

市においても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて基本方針の見直しを行うなど、必要な措置を講じます。

附則

この方針は、平成 年 月 日から施行する。

坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱(案)

平成 年 月 日
告示第 号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の趣旨に基づき、いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図り、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について所掌するものとする。

- (1) いじめの防止等のための実効性を高める方策および実施状況
- (2) いじめの防止等に関する機関および団体の相互連携
- (3) いじめの防止等のための施策の普及・啓発
- (4) その他いじめ問題対策に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる機関および団体の代表をもって構成する。

- (1) 青少年育成関係者
- (2) 心理・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関関係者
- (5) PTA関係者
- (6) 学校関係者
- (7) 教育委員会

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を掌握し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員及び構成員であった者は、協議会の職務に関して知り得た情報を他人へ漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、坂井市教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

坂井市いじめ再調査委員会設置要綱(案)

平成 年 月 日
告示第 号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項に基づき、いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について所掌するものとする。

- (1) 法第30条第2項の規定による調査
- (2) 法28条第1項に規定する重大事態における調査

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者をもって構成する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を掌握し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員)

第6条 委員会に、特別の事項を調査させる必要があるときは、臨時委員を置くことがで

きる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(謝礼)

第8条 委員及び臨時委員には、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(守秘義務)

第9条 委員及び委員であった者並びに臨時委員は、委員会の職務に関して知り得た情報を他人へ漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、坂井市教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

坂井市 設置組織のイメージ

実線は法律上必置の組織。点線は法律上任意設置の組織。星印(☆, ★)の組織は兼ねることも考えられる

坂井市

いじめ問題対策
連絡協議会

14条①

14条③

学 校

いじめの防止等の対策のための組織 ★

いじめ防止基本方針 24校策定済み

重大事態

22条

28条① 調査組織 ★
市内学校24校
教育委員会との連携

報告

坂井市教育委員会
坂井市長

いじめ再調査委員会

再調査等

30条②

【星印の組織を兼ねることとする場合の留意事項】

☆：附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人に間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる
★：法第22条に規定する組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることとも考えられる
1

議案第22号

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成26年7月23提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

平成26年 月 日
教育委員会告示第 号

坂井市就学援助費支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

費　　目	支　給　額	
	小　学　校	中　学　校
(1)学用品費	11,100円	21,700円
(2)通学用品費(第1学年を除く)	2,170円	2,170円
(3)新入学学用品費	19,900円	22,900円
(4)校外活動費		
ア 宿泊を伴わないもの	1,510円	2,180円
イ 宿泊を伴うもの	3,470円	5,840円
(5)学校給食費	実　　費	実　　費
(6)修学旅行費	20,600円	55,700円
(7)体育実技用品費(柔道・剣道)	一	実費(上限7,300円)
(8)通学費	実費の1/2	実費の1/2
(9)医療費	実　　費	実　　費

を、

費　　目	支　給　額	
	小　学　校	中　学　校
(1)学用品費	11,420円	22,320円
(2)通学用品費(第1学年を除く)	2,230円	2,230円
(3)新入学学用品費	20,470円	23,550円
(4)校外活動費		
ア 宿泊を伴わないもの	1,550円	2,240円
イ 宿泊を伴うもの	3,570円	6,010円
(5)学校給食費	実　　費	実　　費
(6)修学旅行費	21,190円	57,290円
(7)体育実技用品費(柔道・剣道)	一	実費(上限7,510円)
(8)通学費	実費の1/2	実費の1/2
(9)医療費	実　　費	実　　費

に改める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市就学援助費支給要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第62号)新旧対照表

改正案(新)

別表第2(第9条関係) 援助費額一覧		現行(旧)	
		別表第2(第9条関係) 援助費額一覧	
費目	支給額	費目	支給額
小学校	中学校	小学校	中学校
(1) 学用品費	11,420 円	(1) 学用品費	11,100円
(2) 通学用品費(第1学年を除く)	2,230 円	(2) 通学用品費(第1学年を除く)	2,170円
(3) 新入学学用品費	20,470 円	(3) 新入学学用品費	19,900円
(4) 校外活動費		(4) 校外活動費	
ア 宿泊を伴わないもの	1,550 円	ア 宿泊を伴わないもの	1,510円
イ 宿泊を伴うもの	3,570 円	イ 宿泊を伴うもの	3,470円
(5) 学校給食費	実費	(5) 学校給食費	実費
(6) 修学旅行費	21,190 円	(6) 修学旅行費	20,600円
(7) 体育実技用品費(柔道・剣道)	—	(7) 体育実技用品費(柔道・剣道)	—
(8) 通学費	実費の1/2	(8) 通学費	実費の1/2
(9) 医療費	実費	(9) 医療費	実費

※ 新入学用品費は、4月30日現在に各小中学校に在籍している新1年に限り
り支給する。

※ 医療費は、「学校病」により医療券で治療した者を対象とし、医療機関
へ直接支給する。

※ 通学費は、スクールバス利用負担金または通学定期券購入負担金の1/2
を支給する。

※ 新入学用品費は、4月30日現在に各小中学校に在籍している新1年に限り
り支給する。

※ 医療費は、「学校病」により医療券で治療した者を対象とし、医療機関へ
直接支給する。

※ 通学費は、スクールバス利用負担金の1/2
を支給する。

議案第 23 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成 26 年 7 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫